

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

告 示

- 告示第89号 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示の一部
改正……………(危機管理課) ……2
- 告示第90号 市道路線の区域の決定……………(建設総務課) ……2
- 告示第91号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) ……2
- 告示第92号 市道路線の廃止……………(建設総務課) ……2

教 育 委 員 会

- 告示第16号 教育委員会の招集……………2

監 査 委 員

- 公表第9号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………3
- 公表第10号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………3

農 業 委 員 会

- 公告第12号 農業委員会定例総会の招集……………4

正 誤

- 2017年（平成29年）7月21日付け宇治市公報第2159号
……………5

告 示

宇治市告示第89号

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示の一部改正について

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示の一部について、次のように改正します。

平成29年8月4日

宇治市長 山本 正

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（平成27年宇治市告示第8号）の告示の表中

「	宇治小学校・黄檗中学校	五ヶ庄三番割 27	○		○	」
---	-------------	-----------	---	--	---	---

を

「	宇治小学校・黄檗中学校	五ヶ庄三番割 27	○	○	○	」
---	-------------	-----------	---	---	---	---

に改正します。

宇治市告示第90号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年8月4日から14日間

平成29年8月4日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
菟道5 7号線	菟道藪里37番地の6 菟道藪里37番地	6.0 ～12.1	42.0	起点の 地番「菟 道 藪 里 3 7 番 地」を「 菟 道 藪 里 3 7 番 地 の 6」に改 正。

宇治市告示第91号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年8月4日から14日間

平成29年8月4日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日

菟道57号線	菟道藪里37番地の6 菟道藪里37番地	平成29年8月4日
--------	------------------------	-----------

宇治市告示第92号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年8月4日から14日間

平成29年8月4日

宇治市長 山本 正

路 線 名	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地	備 考
木幡16 7号線	木幡北島22番地 木幡北島25番地の3(右)		一部廃止

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第16号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成29年7月26日

宇治市教育委員会

委員長 加賀爪 毅

開会日時 平成29年7月27日 午後5時30分

開会場所 宇治市役所602会議室

(揭示済)

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成29年7月24日

宇治市監査委員
 小山 茂樹
 森 真二
 水谷 修

- 1 監査の結果を公表した日
 平成29年2月28日（宇治市監査委員公表第3号）
- 2 当該通知に係る事項
 次のとおり。

監査対象 教育部 生涯学習課
 監査期間 平成28年12月5日～平成29年1月25日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	総合野外活動センターの使用料収入状況について、使用料の徴収時期等、関係規程及び委託契約書の定めと異なる処理が見受けられた。 また、使用料の減免に係る事務手続に不備が見受けられた。	使用料の徴収時期については、使用料の徴収事務委託契約書の文言を変更し、平成29年度の委託契約時に改善を図ります。 また、使用料の減免については、平成29年度に適正な事務手続に向けて改善を図ります。
2	中学校施設使用料収入状況について、使用許可申請書の受付が条例等に定める期間より前であるもの及び使用料が前納されていないものが見受けられた。	学校体育施設の使用手続につきましても、本事業の委託先である各開放校の運営委員会及び学校施設の使用許可権者である学校長に対して、指摘事項の明示と適正な事務処理について、文書により通知を行い改善が図られるよう要請を行いました。
3	委託料支出状況について、規則に基づく処理のされていないものが見受けられた。	学校体育施設の使用に関し登録団体の構成員数が10人に満たない団体があることにつきましては、本事業の委託先である各開放校の運営委員会に対して、改善が図られるよう通知いたしました。

監査対象 教育委員会 生涯学習センター
 監査期間 平成28年12月5日～平成29年1月25日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	生涯学習センター使用料収入状況について、使用者が入場料等を徴収する場合及び営業の宣伝等の目的をもって使用する場合の使用料加算の算定根拠等について、一部に疑義が見受けられた。	指摘のあった内容について調査したところ、冷暖房加算についても倍額とすると誤って解釈し、徴収していたため、対象者に対して連絡し、経過報告と謝罪を行うとともに還付申請について案内しました。また、還付申請の受付をしたものについて、過徴収金の還付はすべて完了しました。

監査対象 教育委員会 歴史資料館
 監査期間 平成28年12月5日～平成29年1月25日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	歴史資料館使用料収入状況について、調定の遅れが見受けられた。	収納金の納入後は速やかに調定の手続きを行うこととしました。以後、適正に処理するよう、課内で徹底しました。
2	冊子等売却収入状況について、調定の遅れが見受けられた。	収納金の納入後は速やかに調定の手続きを行うこととしました。以後、適正に処理するよう、課内で徹底しました。

監査対象 教育委員会 西宇治図書館
 監査期間 平成28年12月5日～平成29年1月25日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	図書弁償金収入状況について、調定の遅れが見受けられた。	収納金の納入後は速やかに調定の手続きを行うこととする。また、職員間の相互理解を図るだけでなく、人事異動等に際しても引き継ぎの徹底を行うこととする。
2	図書館資料提供費支出状況について、支出負担行為の遅れが見受けられた。	指摘のあった件を含め、以後、支出にあたっては支出負担行為の遅れが生じないよう宇治市財務規則に則った適正な処理を行うこととする。また、職員間の相互理解を図るだけでなく、人事異動等に際しても引き継ぎの徹底を行うこととする。

（揭示済）

宇治市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成29年7月24日

宇治市監査委員
 小山 茂樹
 森 真二
 水谷 修

- 1 監査の結果を公表した日
 平成29年6月12日（宇治市監査委員公表第8号）

2 当該通知に係る事項

次のとおり。

監査対象 総務部 IT推進課
 監査期間 平成29年2月6日 ～ 3月22日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	委託料支出状況について、受託者が業務の一部を再委託する場合に承諾を行う時期について、業務の着手より前で行わなければならないところ、業務の着手以後となっている事例が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。	再委託業者の業務を平成28年10月1日付で開始すべきところ、その日が土曜日であったため、明けの月曜日である10月3日に再委託の承認となったものであります。 委託料の支払業務の注意点について、二度とこのような事例を起こさないよう職員の二重チェック体制を整え、以後適正に処理するよう課内会議において全職員に徹底しました。

監査対象 総務部 管財課
 監査期間 平成29年2月6日 ～ 3月22日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	庁舎使用料徴収事務は私人に委託されているところ、受託者による収納金の納付が、契約書所定の納期限から遅延している事例が見受けられた。	以後適正に処理するよう、契約書所定の納期限での納付書発行を課内会議において全職員に徹底しました。
2	委託料支出状況について、支出負担行為の遅れが見受けられた。	以後適正に処理するよう、委託料の支払業務の注意点について、課内会議において全職員に徹底しました。

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第12号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第2回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

平成29年8月4日

宇治市農業委員会
 会長 古田 利一

- 開会日時 平成29年8月7日 13時30分
 開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
- 付議事項
- 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
 - 2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 3 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
 - 4 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について
 - 5 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
 - 6 非農地証明願の承認について
 - 7 専決事項の報告
 - 8 その他

正 誤

2017年(平成29年)7月21日付け宇治市公報第2159号中

ページ	誤				
3	(単位 千円)				
歳 入					
	款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
	8. 繰越金		0	50,459	50,459
		1. 繰越金	0	50,459	50,459
	歳 入 合 計		14,572,000	50,459	14,622,459
歳 入					
					(単位 千円)
	款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
	8. 繰越金		0	50,459	50,459
		1. 繰越金	0	50,459	50,459
	歳 入 合 計		14,572,000	50,459	14,622,459
正					
歳 入					
					(単位 千円)
	款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
	8. 繰越金		0	50,459	50,459
		1. 繰越金	0	50,459	50,459
	歳 入 合 計		14,572,000	50,459	14,622,459
歳 出					
					(単位 千円)
	款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
	7. 諸支出金		0	50,459	50,459
		1. 償還金及び還付加算金	0	50,459	50,459
	歳 出 合 計		14,572,000	50,459	14,622,459

